

立川基地跡地昭島地区における国際法務総合センター（仮称）の整備について

法務省では、都内及び近郊に分散する関連施設を立川基地跡地昭島地区内の国有地に集約し、「国際法務総合センター（仮称）」として整備することを計画しております。同センターは、法務省関係の国際協力機関並びに職員研修所、矯正医療センター及び少年非行対策センターの四つの部門と併設する職員宿舎からなります。

このうち、国際協力機関は、我が国と国連との間の協定に基づき設立された刑事司法に関する国際研修等を行う「国連アジア極東犯罪防止研修所」及びアジア地域を中心に主として民商事法分野の法整備支援を行う「法務総合研究所国際協力部」です。いずれも我が国の司法分野における国際協力の中心的役割を担う機関であります。国連やアジア各国を中心とする世界各国からの協力要請が高まっているため、施設を拡大整備しようとするものです。

次に、職員研修所は、刑事施設の刑務官や少年施設の法務教官等の研修を行う「矯正研修所」と同研修所「東京支所」、及び公安調査庁の職員の研修を行う「公安調査庁研修所」ですが、教室等の施設のほかに、受講する職員のための寮も併せて設ける予定です。現在、これらの研修所及び寮は、都内各所に分散していることから、集約して整備しようとするものです。

また、「矯正医療センター」は、身体あるいは精神疾患を持つ成人及び少年被収容者のための総合医療施設です。近年、矯正施設においては、医療措置を必要とする被収容者が増加しておりますが、都内及び近郊でこれらを受け入れている八王子医療刑務所、関東医療少年院及び神奈川医療少年院がいずれも手狭となり、老朽化も進んでいることから、これを矯正医療センターとして統合整備しようとするものです。

さらに、将来的には、当該昭島地区にこの矯正医療センターを拡張して、急



増している成人女子被収容者を対象とした医療的ケア等のための施設を整備することを検討しております。

最後に、「少年非行対策センター」は、東京家庭裁判所八王子支部が立川市に移転するのに伴い、これに対応する八王子少年鑑別所を移転整備するものですが、併せて、青少年の非行やいじめ等の相談に応じることができる窓口を設けて、多摩地区における少年非行対策に貢献していきたいと考えています。

このように、「国際法務総合センター（仮称）」は、我が国の司法分野における最重要施設の一つであるとともに、多摩地域における少年非行対策等にも寄与できる施設になると確信しております。そして、法務省としては、同センターを地域と共存できる施設として整備するとともに、周辺地域のまちづくりにも積極的に協力したいと考えております。

昭島市御当局におかれましては、本計画の早期実現に向けて、格別の御配慮と御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成19年9月7日

昭島市長 北 川 穰 一 殿

法務省大臣官房長 池 上 政 幸

